

亀山市告示第51号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第43号）の施行に伴い、平成29年亀山市告示第75号の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を行う」を「亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第10号）第2条に規定する市長が別に定める」に、「規定する法」を「規定する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）」に改める。

第1中「に適合しているかどうかの審査を行う」を「の適合性を審査する」に改め、「認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める」を削り、第1の1中「一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅」を「住宅」に改め、第1の2を次のように改める。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

第2中「掲げる認定対象」を「掲げる場合」に改め、第2の1中「住戸部分が認定対象の」を「住戸の部分のみを評価する」に改め、第2の2中「認定対象が」を削り、「認定対象の」を「評価対象の」に、「（1）を除く」を「（3）とする」に改め、第2の2（1）中「第1の2（1）に該当する機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、第2の2（2）中「第1の2（2）に該当する機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、第2の2（3）

中「第 1 の 2 ( 3 ) に該当する機関」を「登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、公表の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の平成 2 9 年 亀山市告示第 7 5 号第 1 の 2 ( 2 ) の機関が発行した適合証は、令和 2 年 9 月 3 0 日までの間は、なお効力を有する。